

学校給食ごみ資源化処理委託 仕様書

1. 委託名称

学校給食ごみ資源化処理委託（以下、「業務委託」という。）

2. 目的

学校給食関係施設から排出される廃プラスチック類（以下、「廃プラ」という。）を回収し、産業廃棄物として適正処理を行うことを目的とする。

3. 業務委託内容

学校給食関係施設から排出される廃プラを回収し、リサイクルを優先とした産業廃棄物処分業の許可業者において処理する業務とする。

(1) 学校給食関係施設の回収日程及び回数について

市内の単独調理場及び共同調理場 計 29 箇所・・・別紙①のとおり
午前 9 時から午後 4 時 45 分までの間に全ての業務を完了すること。

① 定例回収日

4 月 12 日（火）～7 月 22 日（金）、8 月 26 日（金）～12 月 23 日（金）、1 月 13 日（金）～3 月 24 日（金）の各期間中の火曜日・金曜日に回収を行う。ただし、火曜日・金曜日が「国民の祝日に関する法律」の「休日」にあたる場合、学校給食関係施設の都合により回収が困難な場合、別途協議の上、回収日を決定する。

（参考）給食実施予定：1 学期 4/11～7/19 2 学期 8/25～12/22 3 学期 1/11～3/23

② その他回収日

7 月 21 日～8 月 24 日の期間中に 1 日回収を行う。※詳細については、別途打合せ要。
※令和 4 年度中、工事等又は学校行事等で回収が困難になった場合、双方の協議により回収時期・方法等を決定するものとする。

(2) 回収方法

- ①塵芥パッカー車等で給食関係施設を巡回して手積み回収し、各施設で manifests の交付を受けて運搬すること。
- ②給食関係施設から廃プラ回収後、環境部穂谷川清掃工場で計量を行い、おいしい給食課に計量伝票を提出すること。
- ③回収した廃棄物は、産業廃棄物処分業の許可業者において、(3) のいずれかの方法により処理すること。

(3) 処理方法

リサイクルを基本とした処理を行うこと。

- マテリアルリサイクル（原料化等）
- ケミカルリサイクル（油化・ガス化等）
- サーマルリサイクル（RPF・RDF等）

但し、上記処理が出来ない場合は、産業廃棄物として処理すること（焼却可）。

4. 委託期間

(1) 令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで

5. 予定収集量

廃プラスチック類 約18.0トン/年 (約1.6トン/月、8月は約0.4トン)

6. 支払い

(1) 月毎の処理量(搬出量)を基に出来高払いとする。(1円未満切捨て)

(2) 支払は、マニフェスト【E票】によって処理を完了したことが確認された時点で、月毎の処理量(搬出量)を基に支払うものとする。

なお、処理量(搬出量)は搬出時に本市の計量器により計量した量(計量の最小単位が10kg)とする。

7. 契約条件

契約金額は、1トンあたりの処理金額を基本とした単価契約とする。

(回収・運搬・処理にかかる経費及びその他必要な経費を含む。)

8. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の取扱い

(1) 各施設担当者から必要事項を記載したマニフェストの全てを受け取ること。

(2) 受注者は受け取ったマニフェストに署名し、署名の入った【A票(排出事業者控)】を各施設担当者へ渡すこと。

(3) 受注者(収集運搬)は再生処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を渡すこと。

(4) 受注者(収集運搬)は再生処分業者の署名の入った【B1・B2・C2票】を受け取り、受注者(収集運搬)は運搬終了後10日以内に【B2票】を各施設担当者へ送付すること。

(5) 再生処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を受注者(収集運搬)へ送付すること。

(6) 再生処分業者は、処分終了後10日以内に【D票】を、最終処分終了確認後10日以内に【E票】を各施設担当者へ送付すること。

9. その他

(1) 受注者は本業務委託を第三者に再委託してはならない。

(2) 運搬中に積載物が飛散しないように注意すること。飛散したときは清掃等を行い、必ず原状復帰すること。また、運搬等にあたっては関係法令を遵守し、作業従事者と一般交通の安全を確保すること。

(3) 本業務委託に関し第三者との事故・紛争等が発生した場合は、受注者の責任において誠意を持って解決にあたるとともに、発注者にその経緯を報告すること。

(4) 委託期間開始前に回収を行う順序及び予定時間を示した行程表を作成し、発注者に提出すること。

(5) 受注者には、委託期間開始前に廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2第6号に基づき、廃棄物データシート(WDS)を提供する。

(6) 発注者は環境保全の取り組みを推進しており、受注者においてもその趣旨を理解し、発注者が別途通知する「環境方針」等に配慮すること。

(7) この仕様書に記載された内容に疑義が生じた場合又は記載がない事項で必要がある場合は、双方が協議のうえ定めるものとする。

調理場 一覧

	調理場名	所在地	電話番号	調理場名	所在地	電話番号
共同調理場	第一	出屋敷西町2-6-6	840-4991			
	春日	高田2-15-14	854-0287	長尾	長尾北町3-3-2	855-5880
	招提	招提東町2-2-8	850-3484	桜丘北	星丘4-31-1	847-9000
	さだ西	出口6-20-1	834-4444	藤阪	藤阪南町1-40-1	868-0523
単独調理場	氷室	尊延寺3-1-38	859-2370	川越	釈尊寺町30-1	853-7382
	樟葉西	楠葉並木1-11-1	850-2394	樟葉南	楠葉美咲1-25-1	850-3485
	田口山	田口山3-10-1	850-2900	平野	招提中町1-53-1	855-5343
	津田南	津田西町3-10-1	859-1950	船橋	東山1-68	868-6307
	菅原東	藤阪東町3-10-1	859-3050	山之上	山之上1-32-1	844-3002
	樟葉北	楠葉野田3-13-1	856-7350	香里	香里ヶ丘10-5-2	853-7055
	菅原	藤阪中町13-1	868-2738	東香里	東香里南町44-1	854-8685
	桜丘	村野本町30-1	849-1830	中宮	中宮山戸町22-3	805-5051
	山田東	田口3-16-1	840-6910	牧野	上島東町4-18	850-9055
	小倉	小倉町29-1	856-6555	西長尾	長尾西町2-45-1	857-8803
	さだ東	翠香園町30-1	843-7222	伊加賀	伊加賀西町53-1	843-1150

※工事実施及び工事期間等が決定した場合、業務時期を協議により決定するものとする。

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆